各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

## 春季休業期間中の教育活動等について

標記につきましては、令和2年3月16日付け教小中第3636号により通知したところですが、3月20日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、<u>市町村立学校</u>園における春季休業期間中の教育活動等(部活動を含む。)について、下記のとおりと変更いたします。

つきましては、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いいた します。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件についてご不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

- 1. <u>春季休業期間中の学校における教育活動等は行わないこと</u> (令和2年2月28日付け教小中第3435号のとおり)
  - ・ただし、以下の行事については、クラスター発生のリスクを下げるための原則(注)、手 指衛生の徹底等の感染防止策を講じ、必要最小限な規模とする。

入学式

入学式に関連する説明会等

## 2. その他

・別添「府教育長メッセージ」及び「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料(抜粋)」 を送付いたしますので、貴市町村教育委員会における対応の参考にしてください。

注:クラスター発生のリスクを下げるための原則

- (1)換気を励行する(2方向の窓を同時に開ける等)
- (2)人の密度を下げる(会場の広さを確保し、お互いの距離を1~2メートル程度あける等)
- (3)近距離での会話や発声、高唱を避ける(やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等) ※手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。 また、児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させないこと。

《本件連絡先》 小中学校課 学事グループ 山口・辻尾 TEL 06-6944-6886